



## 今号のトピックス

# 被扶養者の資格確認にご協力ください

8月頃に、扶養手当支給対象外の被扶養者に係る資格審査\*を実施します。審査対象の方には、所属所長を通じて依頼しますので、書類の提出をお願いします。

被扶養者の認定要件に該当しないことが判明した場合、事実発生日まで遡って認定取消となります。下記に被扶養者の認定要件及び認定取消となる主な事例をまとめました。審査対象でない方も、この機会に被扶養者が認定要件を満たしているかご確認ください。

認定要件を満たしていない場合は、速やかに認定取消の手続きをお願いします。

\*認定中の被扶養者が引き続き認定要件を満たしているかを確認する書類審査のこと。

## 被扶養者の認定要件

1. 組合員の親族であること
2. 主として組合員の収入により生計を維持されていること
3. 日本国内に住所を有すること

### 所得限度額 (令和7年5月時点)

区分	所得限度額
60歳以上の方	年額180万円未満かつ月額15万円未満
公的障害年金を受給している方 (併給調整等による支給停止により現に障害年金を受給していない方も含む)	
上記以外の方 (60歳未満で遺族年金を受給している方も含む)	年額130万円未満かつ月額10万8,334円未満

### 被扶養者の認定取消しが必要となる主な事例

取消事由	チェックポイント
就職	<ul style="list-style-type: none"> <li>●勤務先で社会保険に加入していませんか？ 本人として加入している健康保険制度が優先されます。</li> </ul>
収入超過	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所得限度額以上の収入がありませんか？ 《パート・アルバイト収入がある方》 ・収入には税金や通勤費、ボーナスも含まれます。 ・年間所得額が限度額内であっても、<b>連続する3か月の給与平均</b>が月の限度額を超えれば認定取消となります。 ・中途中の採用等で、最初の給与が限度額を超えていなくても、以後恒常的に限度額を超えていれば採用日から認定取消となります。 ※扶養手当の認定基準と異なる場合がありますのでご注意ください。 (例：県立学校の臨時講師等)</li> </ul>
	<p>《公的年金を受給している方》 所得は、パート収入、年金額*、資産収入(不動産、株等)を合算し、限度額と比較します。 ※公的年金(国民年金・厚生年金・各種共済年金・障害年金)と個人(私的)年金、いずれも収入に含みます。</p>
	<p>《雇用保険を受給している方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日額3,612円以上、60歳以上の方は日額5,000円以上の失業給付を受給していませんか？ ・給付日数に関わらず、受給開始日で認定取消となります。(雇用保険は日額で計算します。) ・他の収入がある方は、失業給付額と他の収入の日額を合算した金額を確認してください。</li> </ul>

取消事由	チェックポイント
収入超過	<p>《事業、不動産、農業収入等がある方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所得限度額を超えている場合は、<b>確定申告の税務署受理日で認定取消し</b>になります。</li> <li>確定申告書の収支内訳書から必要経費として控除できない経費は、<b>租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、貸倒金、利子割引料、雑費等</b>です。</li> </ul> <p><b>※所得税法上の必要経費がそのまま認められる訳ではありません。</b></p>
	<p>《株等の譲渡所得及び配当金がある方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保有している株等（株、投資信託、FX、先物取引）の一括売却以外の譲渡所得は、<b>譲渡所得 = (譲渡価格 - 取得価格)</b> となります。</li> </ul>
扶養替え	<p>(子を配偶者と共同で扶養している場合)</p> <p>●<b>配偶者の収入が多く、組合員との収入差が1割を超えていませんか？</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦双方の年間収入を比較し、配偶者の年間収入が組合員の年間収入より<b>1割</b>を超えて多い場合は、配偶者の被扶養者となります。</li> <li>夫婦とも当支部組合員の場合は除きます。</li> </ul>
送金	<p>《別居している方》</p> <p>●<b>仕送り額が別居している被扶養者の全収入の1/3を下回りませんか？</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全収入とは、「被扶養者の収入」と「組合員及びその他の者からの送金」を合算した金額です。</li> <li>仕送り額不足や送金事実が確認できない場合は、認定取消しとなります。</li> </ul> <p><b>※手渡しは不可のため、必ず金融機関を通した確認書類（送金明細や振込通帳の写し等）を保管してください。</b></p> <p>※同居要件のある方（配偶者の父母、配偶者の子、叔父叔母、甥姪など）が別居した場合は認定取消しになります。</p>
国内に住民票を有さなくなった	<p>《海外居住の方》</p> <p>国内に住民票がなくなった場合は、認定取消しになります。</p> <p>ただし、外国留学をする学生や、外国に赴任する組合員に同行する方など認定継続が可能な場合もあります。</p>

人手不足による労働時間延長に伴う一時的な収入変動で年額130万円以上の所得が見込まれる場合、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明が提出された場合は認定継続できます。令和5年11月21日付け公共兵第516号「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）」を確認してください。

## マイナ保険証について

現行の組合員証・被扶養者証（健康保険証）をお持ちの方は、本年12月1日まで使用可能です。12月2日以降は、「マイナ保険証」又は「資格確認書」を使用して、医療機関を受診することとなります。「資格確認書」についてはP8をご確認ください。

マイナンバーカードの取得及び保険証利用登録にご協力ください。



### マイナ保険証のメリット

- 突然の手術・入院でも限度額以上の窓口支払いが不要になる**
- 退職時や被扶養者が就職等により資格を喪失したとき、マイナ保険証なら返却不要**
- 過去のお薬・診療データに基づくより良い医療が受けられる**

お問合せ先 給付・資格班 (078) 362-3766